

滋賀県いきいき生活支援員養成研修事業実施要綱

(目的)

第1条 知的障害のある人の介護現場での働きが、介護事業所等の利用者に安心感や生活感、役割感などを与え、介護事業所等の利用者が自分らしく生きがいのある生活を送るうえで大きな効果（「“ならでは”の働き」という。以下同じ。）を挙げている。

この「“ならでは”の働き」に着目し、知的障害のある人の介護事業所等での就労促進および利用者の生活支援に寄与する観点から、必要な知識、技能等を有する「いきいき生活支援員（本要綱第8条に定めるいきいき生活支援員認定書（いきいき生活支援員更新認定書を含む。）の交付を受けた者をいう。以下同じ。）」の養成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、滋賀県とする。ただし、事業の一部または全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 知的障害者であって、原則として、介護事業所等に従事することを希望する者または既に従事している者であって、「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成13年6月20日障発第0620263号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別添「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に規定する居宅介護従事者基礎研修課程および重度訪問介護従業者養成研修基礎課程を修了した者または「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）（平成24年3月28日老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）」に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とする。

(研修カリキュラム)

第4条 本研修のカリキュラムは、別紙1のとおりとする。

2 研修時間は、次のとおりとする。

いきいき生活支援員養成研修		157	時間
	講 義	26.5	時間
	実 習	130.5	時間
いきいき生活支援員更新研修		12	時間
	講 義	12	時間

3 知事は、介護職員初任者研修課程を修了した者がいきいき生活支援員養成研修（以下「養成研修」という。）を受講する場合は、前号に定める養成研修の講義中、別紙1-1(1)ア(ア)(イ)および別紙1-1(1)ウ(ア)および前号に定める実習中、別紙1-1(2)アの項目を免除

することができる。

- 4 知事は、介護事業所等での実務経験が2年以上ある者が養成研修を受講する場合は、前号に定める養成研修の実習を免除することができるものとする。

(研修期間)

第5条 養成研修は、原則、8か月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等により、知事が認めた場合については、1年6月の範囲内で修了するものとする。

(更新研修)

第6条 いきいき生活支援員更新研修（以下「更新研修」という。）は、養成研修修了日の属する年度の翌年度4月1日から起算して3年以内に別紙1に定めるカリキュラムを修了することとする。

- 2 更新研修を修了した場合も前号と同様とする。

(有効期間)

第7条 養成研修修了の効力は、研修修了日から研修修了日の属する年度の翌年度4月1日から起算して3年の間、効力を有するものとする。

- 2 更新研修修了の効力は、養成研修修了または更新研修修了による有効期限満了日の翌日から起算して3年の間、効力を有するものとする。

(いきいき生活支援員認定証の交付)

第8条 知事は、養成研修修了者に対し、いきいき生活支援員認定証（別記様式第1号。以下「認定証」という。）および携帯用いきいき生活支援員認定証（別記様式第2号。以下「携帯用認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、更新研修修了者に対し、いきいき生活支援員更新認定証（別記様式第3号。以下「更新認定証」という。）および携帯用いきいき生活支援員更新認定証（別記様式第4号。以下「携帯用更新認定証」という。）を交付するものとする。
- 3 知事は、養成研修および更新研修の修了者について、氏名、生年月日、住所、修了課程、修了年月日、認定書番号等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するものとする。

(認定証等の再交付)

第9条 知事は、認定証、更新認定証、携帯用認定証、携帯用更新認定証の紛失、破損または氏名の変更により、いきいき生活支援員認定証等再交付申請書（別記様式第5号）が提出された場合、再交付するものとする。

(いきいき生活支援員住所変更届)

第10条 認定証、更新認定証、携帯用認定証、携帯用更新認定証の交付を受けた者は、住所を変更した場合は、いきいき生活支援員住所変更届（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(研修会参加費用)

第11条 知事が実施する研修開催経費は、県が負担するものとする。ただし、研修受講に係る教材費等の実費相当分については、受講者の負担とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(受講者の特例)

第2条 次の各号に掲げる者は各号に掲げる研修を修了したものとみなす。

(1) 従前の障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成13年6月20日障発第0620263号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に基づく2級課程を修了した者およびホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号 厚生省社会援護局長・厚生省老人保健福祉局長・厚生省児童家庭局長連名通知）の別紙1「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に基づく2級課程を修了した者は、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）（平成24年3月28日老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）」に規定する介護職員初任者研修課程を修了したものとみなす。

(2) 従前の障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成13年6月20日障発第0620263号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に基づく3級課程を修了した者およびホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成7年7月31日社援更第192号・老計第116号・児発第725号 厚生省社会援護局長・厚生省老人保健福祉局長・厚生省児童家庭局長連名通知）の別紙1「ホームヘルパー養成研修事業実施要綱」に基づく3級課程を修了した者は、障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成13年6月20日障発第0620263号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「障害者（児）ホームヘルパー養成

研修事業実施要綱」に規定する居宅介護従事者基礎研修課程を修了したものとみなす。

- (3) 平成27年度以前において、県が実施する障害者介護職員養成事業を修了した者および知的障害者介護技能習得事業を修了した者（県独自カリキュラムおよび現場実習を修了した者に限る。）は、いきいき生活支援員養成研修を修了したものとみなす。

別 紙 1

1. いきいき生活支援員養成研修	合計	157.0時間
(1) 講 義	計	26.5時間
ア 介護等の基本に関する講義		10.0時間
(ア) 高齢者疑似体験		2.5時間
(イ) 介護従業者の職業倫理		2時間
(ウ) 保育の基礎知識		2時間
(エ) 介護職員の心得		2時間
(オ) ピアカウンセリングについて		1.5時間
イ サービス提供に関する講義		11.5時間
(ア) レクリエーションについて		2時間
(イ) 生活援助の方法		4.5時間
(ウ) メンテナンスについて		3時間
(エ) 緊急時対応について		2時間
ウ 認知症に関する講義		2時間
(ア) 認知症の理解と対応		2時間
エ 自立に関する講義		3時間
(ア) 生活に必要な知識		3時間
(2) 実 習	計	130.5時間
ア 高齢者サービス提供現場の見学		2時間
イ 保育現場の見学		2.5時間
ウ 実地研修		126時間
2. いきいき生活支援員資格更新研修	合計	12時間
(1) 講 義	計	12時間
ア 介護技術について		6時間
イ 生活援助について		4時間
ウ 生活に必要な知識		2時間

別記様式第1号（第8条第1項関係）

第 号

いきいき生活支援員認定証

氏 名

年 月 日生

滋賀県知事が定める滋賀県いきいき生活支援員養成研修事業実施要綱に規定する いきいき生活支援員養成研修 を修了したことを証明するとともに、いきいき生活支援員として認定する。

有効期限 年 月 日 ～ 年 3月31日

年 月 日

滋 賀 県 知 事

別記様式第2号（第8条第1項関係）

いきいき生活支援員認定証（携帯用）

第 号

氏 名

年 月 日生

滋賀県知事が定める滋賀県いきいき生活支援員養成研修事業実施要綱に規定する いきいき生活支援員養成研修 を修了したことを証明するとともに、いきいき生活支援員として認定する。

有効期間 年 月 日 ～
年 3月31日

平成 年 月 日

滋賀県知事

別記様式第3号（第8条第2項関係）

第 号

いきいき生活支援員認定証

氏 名

年 月 日生

滋賀県知事が定める滋賀県いきいき生活支援員養成研修事業実施要綱に規定する いきいき生活支援員更新研修 を修了したことを証明するとともに、いきいき生活支援員として認定する。

有効期限 年 4月 1日 ～ 年 3月 31日

年 月 日

滋 賀 県 知 事

別記様式第4号（第8条第2項関係）

いきいき生活支援員認定証（携帯用）

第 号

氏 名

年 月 日生

滋賀県知事が定める滋賀県いきいき生活支援員養成研修事業実施要綱に規定する いきいき生活支援員更新研修 を修了したことを証明するとともに、いきいき生活支援員として認定する。

有効期間 年 4月 1日 ～

年 3月 31日

平成 年 月 日

滋賀県知事

年 月 日

いきいき生活支援員認定証等再交付申請書

滋 賀 県 知 事

様

住 所

氏 名

電話番号

登録番号

下記の理由により、いきいき生活支援員認定証の再交付を申請します。

記

「再交付理由」

1. 紛 失

2. 破 損

3. 氏名の変更

変更前の氏名 :

変更後の氏名 :

(注) 氏名の変更による再交付申請の場合は、既に交付済の認定証、更新認定証、携帯用認定証、携帯用更新認定証を申請書に添付すること。

年 月 日

いきいき生活支援員住所変更届

滋 賀 県 知 事

様

住 所

氏 名

電話番号

登録番号

下記のとおり住所を変更しましたので、届け出ます。

記

変更前住所	〒
変更後住所	〒